



令和2年(不)第15号

申立人 大阪教育合同労働組合
被申立人 学校法人 プール学院

準備書面 (5)

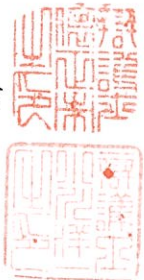
令和2年11月20日

大阪府労働委員会会長 殿

被申立人代理人

弁護士 俵 正 市

同(担当) 小 川 洋 一



1 申立人の2020年10月13日付け準備書面(4)1頁第1の2記載事実は認める。

2 同書面2～3頁3(1)について

申立人は、「学院が立ち入りを断っているのは男性の組合関係者であることが推測される。」と主張しているが、誤っている。被申立人は、男女を問わず、外部者の立ち入りを原則として断っており、そのことは、団交開始前の2月17日に、被申立人の田中総務部長から、被申立人を訪れた申立人の竹林特別執行委員に、口頭で説明している。

申立人は、「過去の団交に出席し続けた校長らは当該交渉事項について決定権を有するため出席していたのである。」と主張しているが、誤っている。学校法人において校長が単独で決定できる事項は限られており、本件の団交で議題となっている非常勤講師の給与単価は、常務理事会で決定すべき事項であって校長単独で決定できる事項ではない。

3 同書面3頁3(2)について

申立人が引用する乙2号証31頁には申立人の希望として賃金カットについて次回団交までに摺り合わせをしたい旨の発言は存在する。しかしながら被申立人はこの発言について何らの回答もしておらず、その後は担当コマ数の話等をして団交を終了しているのである。

以 上

